



2017年10月6日

「業務災害補償保険」が好調 契約件数 5,000 件を突破！

共栄火災海上保険株式会社（本社：東京都港区新橋 1-18-6、社長：助川 龍二）では、2015年10月に発売した「業務災害補償保険」の契約件数が5,000件を突破しました。

近年、従業員の過重労働や過労死が社会問題化するなど、労働紛争が増加傾向にあります。また、事業者は近年の精神障害を原因とする労災認定件数の増加等を受け、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に対応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実させることが求められています。2015年12月より従業員50人以上の企業に対してストレスチェック制度の導入が義務付けられたこともあり、事業者の労務・労災リスクへの関心がますます高まっています。

最近では労災事故が発生した際に被災従業員やその遺族から訴えられ、高額な損害賠償を請求されるケースも増えており、高額賠償となった場合、とりわけ中小規模の事業者にとっては事業継続が困難な事態になる可能性があります。

このような状況の中で「安定した経営を行うためにも労務・労災リスクに備えたい」という事業者のニーズを捉えたことが、「業務災害補償保険」の販売好調の要因と考えています。

当社ではこれまでも業務災害発生時における従業員のケガや事業者の費用損害などを補償する商品や、労務災害リスクを補償する商品を提供してまいりましたが、この「業務災害補償保険」では「脳疾患・心疾患・精神障害にかかる補償」や「従業員等へのハラスメント・不当解雇等による賠償責任」といった従来の商品では補償されなかったリスクもカバーしております。

また、信用金庫向けの業務災害補償保険「ビジネスプラン」を2015年10月に、農家組合員向けの新たな保障制度として「JA共済 労働災害保障制度」を2017年10月より提供開始するなど、マーケットに応じた業務災害補償保険を提供しております。

今後も、当社の特色を活かした商品・サービスを提供し、お客さまのニーズにお応えできるよう努めてまいります。

「業務災害補償保険」の概要

業務に従事する方（以下、「従業員等」といいます）の業務上の災害にかかわる様々なリスクを補償します。

<業務上の災害にかかわるリスク>

- ・従業員等の業務中のケガ
- ・従業員等の過労死
- ・従業員等の通勤中のケガ
- ・企業が従業員等に対して負う賠償責任

<業務上の災害によって、事業主が負担する各種費用の支出や損害賠償リスク>

- ・災害補償規定等に基づく補償金や弔慰金・見舞金の支払い
- ・従業員等の業務上の事故により負担する従業員等への法律上の損害賠償責任・訴訟費用

「業務災害補償保険」の特長

- 当社がお支払いする保険金を、全額従業員に給付していただくことから、従業員の福利厚生の実感が図れます。
- 保険期間中に従業員等の入れ替わりや増減があっても、事務手続きする必要がなく、包括的に補償します。
- 事業主、役員については「業務に従事していない間」の傷害事故も対象となります。
- うつ病などの「心の病」や過労などによる脳・心疾患も補償します。
- 従業員等へのハラスメント・不当解雇等に対する賠償責任も補償します。
- 労災認定を待たずにスピーディーにお支払します。
- 保険料は損金処理が可能です。
- 建設業の場合には下請負人もまとめて補償します。

お客さまからの声

- 保険期間中に従業員の退職や入社などの入れ替わりにより、従業員数の増減があった場合でも、保険会社への通知を行わなくてよいので事務面での手間が省ける。
- 「業務に従事していない間」の傷害事故も対象になるため、線引きが困難ケース（取引先との食事やゴルフなど）も補償され安心できる。
- 支払った保険料が「福利厚生費」として全額損金算入ができ、経費面での効果も図れる。